

2024年4月

一般社団法人 国際平和戦略研究所

日本の機密保全体制が抱える課題

重要経済安保情報保護・活用法案の登場で民間人に対するセキュリティ・クリアランス（適格性評価）制度の導入が俄かに注目を集め、大手新聞紙面ではこの法整備が完了すれば日本の機密保護体制が米欧の国際基準に前進するとしているが、それは正しい指摘だろうか。

これまで抜け落ちていたギャップを埋めるための今回の法整備によって、機密保護の規定遵守が求められる主体をほぼ網羅することは確かであるが、日本として包括的な機密保全体制を構築して対外的な信頼を獲得していくことの重要性は論を待たないが、法整備だけで欧米と実質的に同等レベルとの信頼を勝ち取ることができるかは全くの別物ではないだろうか。法整備は必要条件であり、相手が安心できる運用体制の構築が十分条件であり、その両方が揃って初めて必要十分条件を満たすことを肝に銘じるべきではないか。

本レポートでは、これまで継ぎ足しの法整備で築いてきた日本の機密保全体制の歴史と課題を紐解きますが、そのベンチマークとして米国での法整備の枠組みと運用体制の基本骨子をご理解いただく必要があるのご説明します。

米国の法整備の基本的な枠組みは次の3つの大統領令によって構成されます。

- Executive Order 13526：機密情報の指定、保全と解除に関する大統領令
- Executive Order 12968：政府職員の機密情報保全プログラムに関する大統領令
- Executive Order 12829：民間事業体を網羅する機密情報保全プログラム（通称 NISP）に関する大統領令

そして上記枠組みの下でセキュリティ・クリアランスの身元調査、認証と継続的な審査を担当しているのが米国防総省の Defense Counterintelligence and Security Agency (DCSA) であります。米国の Intelligence Community の一部機関は独自に対応していることから 100% ではありませんが、9割超の米国におけるセキュリティ・クリアランスを DCSA という情報保全の専門家集団が一元的に対応することで経験と知見を積み上げている訳です。

それに対して日本の機密保全制度はどのように整備されているかと言うと、根拠法別に機密情報指定・適格性評価の実施主体、保護対象情報と規定遵守対象者の3点から次の通り整理できます。

(1) 自衛隊法

(ア) 実施主体：防衛省職員

(イ) 保護対象情報：いわゆる省秘などに指定された防衛上の秘密情報

(ウ) 規定遵守対象者：防衛省職員及び適合事業者と事業従事者

(2) 日米相互防衛円協定等に伴う秘密保護法

(ア) 実施主体：米国政府と日本政府の二国間協力の下で実施

(イ) 保護対象情報：特定防衛秘密

(ウ) 規定遵守対象者：特別防衛秘密にアクセスする必要のある全ての日本国民

(3) 特定秘密保護法

(ア) 実施主体：特定秘密の指定権限を有する全ての行政機関

(イ) 保護対象情報：防衛、外交、特定有害活動の防止、及びテロ防止に関する事項

(ウ) 規定遵守対象者：特定秘密にアクセスする必要のある行政機関職員及び適合事業者と事業従事者

上記に新たに重要経済安保情報・保護法案が加わる訳ですが、特定秘密保護法に準じた制度設計を想定すると、次のような整理ができるのではないのでしょうか。

(4) 重要経済安保情報保護・活用法（法案）

(ア) 実施主体：重要経済安保情報の指定権限を有する行政機関、若しくはそれに準ずる新たな政府内組織

(イ) 保護対象情報：重要インフラ、重要物資のサプライチェーンや先進的なデュアルユース技術などの重要経済安保情報に指定される全ての情報

(ウ) 規定遵守対象者：重要経済安保情報に指定された情報を保有、或いは活用する学術・研究機関等を含む全ての民間事業体及び事業従事者、並びにこれら情報にアクセスする必要のある行政機関職員

このように見ていくと、防衛省・自衛隊はその任務遂行の必要性から通常業務の中で防衛機密保全のための訓練を受けた機密情報保全の専門家集団であり、特別防衛秘密の保全を通じた米国基準の機密保全体制の知見も豊富であり、いわゆる欧米と同等の国際基準に最も精通した行政機関と言えます。

一方、そのような経験や人材が限られている他の行政機関が、内閣官房が定めた統一的な運用基準に基づき、各行政機関の長が任命した特定秘密管理者の管理・監督の下で日々の業務に当たることで果たして欧米と実質的に同等レベルと認めてもらえるのだろうか。

特定秘密の指定及びその解除並びに適正評価の実施の状況に関する年次報告の中で情報保全諮問会議の構成員が示されてはいるものの、メンバーはメディア、弁護士及び大学教授中心に構成されていることから、機密情報保全のプロではなく、情報公開の観点からの濫用が

無いかという視点からのチェックであって、欧米と実質的に同等レベルに引き上げていくための建設的な意見や議論が出てくるような素地が備わっていないように見受けられますが、日米同盟の更なる深化が問われている中で、今のやり方でひたすら進めるだけで米欧に本当に認めてもらうことができるのかは果たして現実的な期待と言えるかは疑問です。

実は、防衛省と米国防総省との間で行われている Bilateral Information Security Council (BISC) と呼ばれる日米協議体の中で、2018年に米国と実質的に同等レベルと認める上で日本が検討すべき5つの課題が次の通り示されており、それを踏まえた上で現状をどう評価すべきかを客観的に精査してみます。

- ① 政府レベルの情報保全司令塔の設立
- ② 政府レベルでの情報保全専門官の育成と人材確保
- ③ 産業界全般を網羅した情報保全プログラム・手順の制度化
- ④ 政府レベルでの身元確認プログラムの立上げ
- ⑤ 機密情報を取り扱える特別裁判所の設置

上記指摘から伺える米国防省の目から見た懸念点は、政府レベルでの責任者不在、いわば各省庁管理責任者任せの運用体制に対する疑問を抱いているのが①ではないでしょうか。また、これまで存在しなかったプロの情報保全専門官という新キャリアを設けて、政府レベルの司令塔の下で制度全体の運用管理ができるキャリア官僚の育成の重要性を指摘しているのが②ではないでしょうか。防衛省職員も然りですが、2~3年毎の異動に伴い、特定秘密管理に従事する関係者の知見・経験の蓄積と共有、そしてノウハウの伝授ができるような体制整備も急務ではないか。③に関しては重要経済安保情報保護・活用法案の成立で法整備は完了しますが、運用面でどこまで信頼できる体制構築ができるのかはこれからの話です。④に関しては各省庁が、統一的な運用基準に基づき夫々の解釈に拠って運用している実情に対して米国ではDCSAが首尾一貫して対応していることから、米国がこの点をどう評価しているかはまずは聞くべきではないでしょうか。⑤に関しては機密情報を取り扱うことができるセキュリティ・クリアランスを有する裁判官、検事と弁護士を揃える必要がある訳ですが、政府がその気になれば対応でき得る課題ではないでしょうか。

このような採点評価の下で現状を見ていけば、法整備ができたことで欧米の国際基準と実質的に同等レベルの機密情報保全体制が整備されていると認めてもらえることが現実的な期待ではない点をご理解いただけるのではないのでしょうか。日米間の安全保障分野での共同研究・開発やサプライ・チェーン強化等に向けた協業拡大を通じた日米同盟の更なる深化、AUKUSやFive Eyesへの仲間入り、そして直近では将来戦闘機の3カ国共同開発に向けた機密情報保全体制の整備の必要性を考えれば、これまで築き上げてきた機密保全体制を踏まえた制度全体のオーバーホールにまで手を付けていかないと折角の努力が報われないの

ではないだろうか。米国防総省が指摘した課題に対して防衛省だけではなく、日本政府としてどう対応すべきかを今からでも遅くないので考えるべきである。

そういう中で、令和6年3月8日の記者会見で高市内閣府特命担当大臣が説明した政務三役が適格性評価（セキュリティ・クリアランス）対象外とした根拠として、内閣の一員として任命される段階で必要な考慮がなされているからという説明は欧米側の誤解を招かないかどうか心配である。必要な考慮とは、一体誰が、どの根拠法に基づき、どのような権限と責任において何を認証したのかがか全く闇の中で、ただ安心して下さいと言われても「はいそうですか」と軽々に納得できないはずだ。政府レベルの司令塔と情報保全専門官が内閣官房に存在し、欧米と実質的に同等レベルに日本が到達していることが自他共に認められている環境下での発言であればまだ良かったのですが、まだ時期尚早の無責任な発言と言われても致し方ないのではないのでしょうか。

以上